

令和5年8月教育委員会定例会議事録

- 1 会議日時 令和5年8月16日（水） 15時04分から17時26分まで
- 2 会議場所 8階 庁議室
- 3 出席委員 橋田教育長、中西委員、小原委員、桑原委員、松本委員、北川委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席理事者 教育総務部長、学校教育部長、総務課長、同課課長補佐、同課経理係長、学校施設課長、同課企画係長、同課管理係長、生涯学習企画課長、生涯学習施設課長、学校教育課長、同課教育指導係長、学校給食センター整備室長、教育研究所情報教育推進係長 計14名
(他議事担当2名：総務課総務係長、総務課主事)
- 6 付議事件
 - (1) 日程1 教育委員会議事録の承認について〔総務課〕
 - (2) 日程2 第44号議案 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程〔総務課〕
 - (3) 日程3 第45号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
〔学校給食センター整備室ほか〕
 - (4) 日程4 第46号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について 〔学校教育課〕
 - (5) 日程5 第14号報告 専行処分について（長崎市学校運営協議会委員の任命又は委嘱について） 〔学校教育課〕
 - (6) 日程6 第15号報告 専行処分について（職員の人事について） 〔総務課〕
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議経過 以下のとおり（要点記録）

	<p>【15：04 開会】</p> <p>【日程1 教育委員会議事録の承認について】</p> <p style="text-align: center;">- 原案のとおり承認 -</p> <p>【日程2 第44号議案 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程】</p> <p style="text-align: center;">総務課長より説明</p> <p>委員 改正前なんですけど、国外出張のときは係長以下の方しか書いてなくて、次長、課長など書いてないんですけども、国外のとき、次長さんと</p>
--	---

<p>教育総務部長</p>	<p>か課長さんの専決はどうなっていたんでしょうか。</p> <p>専決区分の表に欄がないということになれば、下の方に委任がされていないということでございますので、教育長の決裁になるということになります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>市長部局で言えば市長になります。</p> <p>—第44号議案 原案のとおり可決—</p> <p>----- 以下、所管事項報告 -----</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について報告を行った</p> <p>(2) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について報告を行った</p> <p>2 今後の会議関係</p> <p>(1) 8月臨時会（予定） 8月18日金曜日14時00分から〔場所 5階 第3委員会室〕</p> <p>(2) 8月臨時会（予定） 8月31日木曜日11時00分から〔場所 15階 中会議室〕</p> <p>(3) 9月定例会（予定） 9月25日月曜日15時00分から〔場所 5階 第3委員会室〕</p> <p>(4) 10月定例会（予定） 10月25日水曜日15時00分から〔場所 未定〕</p> <p>3 今後の行事関係 今後の行事関係の日程確認</p> <p>-----</p> <p>【日程3 第45号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について】</p> <p>(1 (仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について)</p> <p>学校給食センター整備室長より説明</p>
<p>委 員</p>	<p>事業実施体制のところ、事業の実施が困難になった場合給食の提供が滞ることのないよう、速やかにバックアップ企業へ事業の引継ぎを行い、給食の提供を継続する」とのことですが、具体的にどんなことが起きたときが、このような状態になるのかというのをご説明いただければと思います。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>例えばこの特別目的会社SPC自体が事業の継続が困難になった場合であるとか、それから代表企業を務めます東洋食品、こちらの会社が例</p>

	<p>えば何かありまして経営破綻をすとか、仮にそういうような事態になった場合にですね、この事業から手を引くというふうなことも可能性としてはゼロではないと。そういった場合でも給食の提供を継続できるように、あらかじめ、そういう事態になったときには、東洋食品のかわりに入ってもらう調理企業というのを、あらかじめ事業者の方で設定しているという状況になります。</p>
<p>委 員</p>	<p>なかなか専門的なところを理解できない部分があるんですが、現に建ってる給食センターにおいても、こういう契約を交わされてるんですか。</p>
<p>学校給食センター 整備室長</p>	<p>先行事例としては北部学校給食センターがございますが、こちらも代表企業は東洋食品になっております。同じところになっておりまして、同様の提案をいただいております。ただ、我々としては要求水準書とか、契約書の中で給食を安定的に継続的に提供するという約束をしているんですけども、その約束を果たすために、事業者の方から独自にこれは提案があつているもので、我々の方から、そういう企業をあらかじめ設定してくださいということをお願いしているものではございません。</p>
<p>委 員</p>	<p>S P Cが履行不能になったときのバックアップ企業は、実施体制には入ってない第三者がおられるということですか。</p>
<p>学校給食センター 整備室長</p>	<p>委員おっしゃるとおりでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>特別なことなのか。長崎市においては北部でもあるというお話でしたけれども、例えばほかの県の給食センター、P F I事業でやってるようなところで、そういう事例がほかであるのかということに関してはどうですか。</p>
<p>学校給食センター 整備室長</p>	<p>他都市の事例を、一つひとつ確認してるわけではないんですけども、少なくともこの東洋食品につきましては、そのような提案をされてるところが多いようでございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>この会社が入ったときに、この会社からこういう提案があつているというふうに理解していいんですか。学校など、大きなものをつくるときに、いつもこのような提案が入っているというわけではないんですよ。</p>
<p>学校給食センター 整備室長</p>	<p>特に給食の場合は、センターの方で何かあつて、給食が提供できないとなりますと、大きな問題になってまいりますし、食数もこのセンターで賄う食数としては1万2,000食ということで、いざというときの影響が大きくなるというところでの、事業者からの提案であると考えてます。給食センターの運営以外の事業で、それぞれ施設が例えば使えないと</p>

	<p>か、休館になったときの影響とかを鑑みて、それはもうそれぞれの事業実施主体の方であるとか、今回と似たような公募型のプロポーザルであればですね、事業者の提案の中にそれが入ってくる、入ってこないというふうなところがあるのかなと思われます。</p>
<p>委員</p>	<p>そのバックアップ企業の公表はされているんですか。東洋食品さんの資本の入った企業とかなのか、そこまでする企業はどういった関係かなと思って。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>バックアップサービスの企業につきましては、公表はできないということになっております。ただ、資本の関係ですとか、関連会社であるとか、そういうふうなところではないということは確認しております。</p>
<p>委員</p>	<p>もしかしたら全国的に持ち合いでしてるかもしれないですね。 1つだけいいですか。南部の給食センターの入札というか、参加表明者が集まらなかったと思うんですけど、今、どんな状態かなと思って。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>南部につきましては、6月に補正予算の議決をいただきまして、その後、7月10日に再公募をしております、今現在、再公募の期間中になっております。9月15日を参加表明の提出期限にしております。したがいまして、まだ現時点では参加表明をしている事業者はいないということになります。</p> <p>(2 工事の請負契約の締結について (西浦上小学校改築主体工事の請負))</p> <p>(3 工事の請負契約の締結について (西浦上小学校改築管工事の請負))</p> <p>(4 工事の請負契約の締結について (西浦上小学校改築電気工事の請負))</p> <p>学校施設課長より説明</p>
<p>委員</p>	<p>西浦上小学校新校舎の普通教室20学級ということですが、特別支援学級が、多分考えられる上で、エレベーターの設置があるのか。以前の説明で新しく校舎を建築するときには、そういう設備も入れていきますよというふうに聞いたような覚えがあるんですが。</p>
<p>学校施設課長</p>	<p>1階の平面プランを見ていただければと思います。特別支援学級は、1階に配置をするようにしています。その上に体育館が乗るイメージになりますが、エレベーターについては、ずっと左の方になりますが、職員玄関とか資料室があつて、資料室と配膳室、緑の資料室とオレンジの配膳室の間にエレベーターを設置するようにしています。エレベーターについてはバリアフリー法が学校施設にも適用されるようになりましたので、今後の学校については、すべて設置することとなります。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>今、仮設でもエレベーター1台設置されています。</p> <p>(5 令和5年度長崎市一般会計補正予算)</p> <p>総務課長、学校施設課長より説明</p>
<p>教 育 長</p>	<p>(6 令和4年度長崎市一般会計歳入歳出決算)</p> <p>総務課長より説明</p>
<p>教 育 長</p> <p>経 理 係 長</p>	<p>詳細な説明は9月定例会でいうことだったんですが、トータルで翌年度繰越を除いて、決算額として不用額10億3,000万ぐらい教育費全体で出てるんですけど、例年これぐらいの不用額が出るものですか。</p> <p>単年度の不用額として、およそ9億4,000万不用分が出てます。例年そのぐらいです。</p> <p>—第45号議案 原案のとおり可決—</p> <p>【日程4 第46号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程5 第14号報告 専行処分について（長崎市学校運営協議会委員の任命又は委嘱について）】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程6 第15号報告 専行処分について（職員の人事について）】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p style="text-align: right;">【17：26閉会】</p> <p>署名委員</p> <hr/> <p>署名委員</p> <hr/>